

諮問日：令和6年11月6日（令和6年度（個）諮問第10号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（個）答申第3号）

件名：東京地方裁判所における特定の民事事件に関する文書に記録された保有個人情報  
の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和6年7月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

「不開示」、「作成・取得していない」という決定だけで7か月以上もかかっているのは常識的に考えておかしいし、3回目の通知期日延長からは東京地方裁判所長の氏名が抹消されており、保有個人情報不開示通知書そのものが不正に作成された可能性が極めて高い。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京地方裁判所は、開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を探索した結果、当該司法行政文書を作成又は取得した事実がなかったため、原判断を行った。
- 2 これに対し、苦情申出人は、東京地方裁判所が通知期限を複数回延長した

ことや保有個人情報不開示通知書に東京地方裁判所長の氏名が記載されていないことなどを理由に、不開示通知書が不正に作成された可能性が極めて高いと述べ、不開示決定は不当である旨主張する。しかしながら、上記主張は、いずれも原判断の当否に関する苦情には当たらない。なお、苦情申出人が保有個人情報不開示通知書に東京地方裁判所長の氏名が記載されていないと指摘する点については、裁判所においては、令和6年2月22日付け事務総長通達「司法行政文書の宛名及び発信者名について」により、司法行政文書の発信者名として、基本的に官職名のみを記載することとされている。その他、原判断の手續に特段不相当な点は見当たらない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、東京地方裁判所が本件開示申出を受けて、本件対象個人情報を記録した司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった旨説明する。事務処理上、別紙記載の各文書の作成又は取得が当然に必要なとはいえず、東京地方裁判所が本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情も特段認められないから、上記最高裁判所事務総長の説明が特段不合理であるとはいえない。
- 2 苦情申出人は、東京地方裁判所が開示通知までに時間を要したことや保有個人情報不開示通知書に東京地方裁判所長の氏名が記載されていないことなどを理由に、不開示通知書が不正に作成された可能性が極めて高いと主張するが、3回目の通知期限の(再)延長通知(令和6年6月21日付け)や保有個人情報不

開示通知書(同年7月10日付け)に東京地方裁判所長の氏名が記載されていないのは、上記最高裁判所事務総長の説明にあるとおりの通達に従ったものであり、本件の不開示通知書が不正に作成されたとは認められない。

- 3 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において本件対象個人情報が記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

## 別紙

- 1 令和3年特定事件番号事件の訴状を郵送であれば最初に開封した職員、窓口提出であれば、最初に受領した職員の氏名がわかる文書
- 2 令和3年特定事件番号事件が郵便で訴訟提起されたのであれば、その受領日時のわかる「郵便收受簿」等
- 3 令和3年特定事件番号及び令和4年特定事件番号事件の関係で民事部間における打ち合わせ内容を記載した文書
- 4 令和3年特定事件番号及び令和4年特定事件番号事件の関係で裁判官が裁判所の職員に出した指示文書